

平成30年2月9日

## 災害救助法の適用について

2月4日からの大雪に係る被害により、多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じていることから、下記のとおり災害救助法を追加適用したのでお知らせします。

### 記

- 1 適用市町 大野市、勝山市、鯖江市、永平寺町、越前町  
※既適用市町：福井市、あわら市、坂井市
- 2 適用年月日 平成30年2月6日